

## 令和 4 年度分の評価基準に係る運用について（案）

### 1 評価基準に係る運用について

- 令和 4 年度分の地域包括支援センター及び認知症地域支援推進員の活動状況については、令和 4 年 3 月に開催した広島市地域包括支援センター運営協議会において承認された「評価基準」に基づき、評価を実施することとしている。
- しかし、新型コロナウイルス感染症の影響は現在も続いており、各種活動の自粛等によって、前年度同様、令和 4 年度の活動計画に基づく事業遂行が難しい項目が生じると考えられる。
- 一方で、オンラインを活用した会議の開催など、コロナ禍を踏まえて工夫を凝らした取組も行われているところである。
- このため、各地域包括支援センター及び各認知症地域支援推進員にできる限りの取組を促すという意味で、令和 4 年度分の数値の一部を参考値にとどめ評価を行わない取扱いとするかどうかについては、令和 4 年 4 ～ 1 2 月の活動状況等を踏まえ、改めて令和 5 年 3 月に開催予定の本運営協議会で審議した上で決定する。

### 2 運用見直しの対象となる可能性のある項目

会議・講座の実施回数など定量的な評価項目のうち、新型コロナウイルス感染症対策によって事業遂行に影響を受ける可能性のある項目及びこれらの項目の結果を踏まえて評価を行う項目は、以下のとおりである。

#### (1) 地域包括支援センター

評価項目 7 5 項目のうち、1 9 項目が考えられる。

（【別紙 1 5】「広島市地域包括支援センターの評価基準（令和 4 年度分）」の網掛け部分）

#### (2) 認知症地域支援推進員

評価項目 1 1 項目のうち、4 項目が考えられる。

（【別紙 1 6】「広島市認知症地域支援推進員の活動に係る評価基準（令和 4 年度分）」の網掛け部分）